

第10回 富山県ものづくり大賞（応募要領）

1 趣旨

富山県ものづくり大賞は、本県産業・文化の発展を支え、豊かな県民生活の形成に大きく貢献してきた「ものづくり」を着実に継承し、さらに発展させていくため、高度な技術開発により県内「ものづくり」の活性化に寄与した企業を顕彰するとともに、ものづくり機運の一層の醸成を図ることを目的とします（主催 富山県）。

2 表彰区分

- ・ **大賞**：1企業 賞状と副賞として賞金100万円を贈呈
- ・ **優秀賞**：1企業程度 賞状と副賞として賞金30万円を贈呈
- ・ **特別賞**：1～2企業程度 賞状と副賞として賞金10万円を贈呈

（例えば、中小・ベンチャー企業が商品化した技術・製品等で、県内産業の活性化に寄与し、特に表彰することがふさわしいと判断される場合に授与します。該当企業が無い場合もあります。）

※受賞企業については、県政パンフレット等で広報いたします。

3 応募資格

富山県内に本社、主たる事業所、研究開発拠点またはそれに類する施設を置く製造業を営むものづくり企業

（自薦または県内で活動する工業会や経済団体等からの推薦による応募。ただし、同一団体からの推薦は2社まで。）

4 審査対象

概ね3年以内に開発や商品化された技術又は製品

5 審査基準

応募された技術・製品を次のような点で審査し、極めて高い水準であると判断されるものを表彰の対象とします。

① **新規性・独創性**

〔・応募技術や製品の新規性、独創性〕

② **信頼性**

〔・応募技術や製品の完成度、技術水準、省エネルギー・環境に配慮した生産方法、品質管理〕

③ **市場性・成長性**

〔・応募技術や製品の売上高、市場シェア、今後の成長性〕

④ **研究開発・知財戦略・人材育成**

〔・技術や製品の高度化のための研究開発体制、知財戦略、人材育成への取組み〕

⑤ **その他**

〔・他機関の表彰受賞、報道等で話題になったこと、地域貢献、特記事項など〕

6 審査方法

有識者で構成する検討会による審査を行い、その結果を踏まえ富山県知事が受賞企業の決定を行います。

(1) 第1次審査

応募申請書及び提出資料に基づき書類審査を行います。

(2) 第2次審査

第1次審査で選考された企業を対象に、申請者によるプレゼンテーションを受け、検討会による審査を行います。

(3) 受賞企業の決定

検討会の審査結果を踏まえ、富山県知事が受賞企業を決定します。

7 応募方法

(1) 応募受付期間

令和8年6月1日（月）から9月18日（金）まで

- ・電子メール、郵送の場合は期間内に必着
- ・持参の場合は、期間内の月～金曜日 9：00～17：00

(2) 応募書類の提出

提出方法は、電子メールによりデータで提出するものとします。（応募書類への押印は不要。）電子メールによるデータでの提出が難しい場合は、郵送又は持参による紙での提出に代えることができます。

ア 応募用紙等、応募書類のデータ

イ 会社案内（パンフレット等）のデータ

※ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

※ 応募書類は返却いたしません。

※ 応募用紙は、富山県ホームページ内から所定様式をダウンロードして記入してください。

(3) 応募書類の提出先

〒930-8501

富山県富山市新総曲輪1-7

富山県 商工労働部 成長産業推進室 商工企画課 新産業創出担当

TEL 076-444-9606 FAX 076-444-4401

MAIL aseichosangyo@pref.toyama.lg.jp

8 応募にあたっての注意事項

(1) 応募内容に関する知的財産権(特許権・実用新案権・商標権等)及び品質、性能、安全性や販売等で生じた問題の責任は応募者にあるものとし、県及び検討会は一切責任を負いません。

(2) 書類に不備がある場合には、修正又は再提出を求められます。
(提出して頂いた企業情報は、本賞の審査以外には使用いたしません)

(スケジュール)

募集期間：令和8年6月1日（月）～9月18日（金）必着

審査：令和8年10月～令和9年1月

記者発表：令和9年1月中

表彰式：令和9年2月～3月